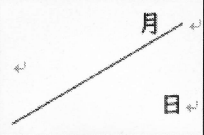
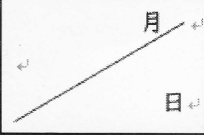


ルール違反シールの仕様変更について

以下の図に示すものに仕様変更します。切替時期は、在庫分がなくなり次第順次となります。

図

	<p>ルール違反です 正しく出してください</p>	<p>再分別したら 下記の済に○を つけてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 分別されていません。 <input type="checkbox"/> 収集できない品目です。 <input type="checkbox"/> 指定袋を使用してください。 <input type="checkbox"/> スプレー缶、カセットポンペは資源物です。 <input type="checkbox"/> ライター、充電式電池は有害ごみです。 <input type="checkbox"/> 決められたサイズに切ってください。 <input type="checkbox"/> 事業系ごみです。市では収集できません。 	<p>シールを貼った ままで次回の 回収日に再使 用できます。</p>	再分別
<p>米沢市市民環境部環境生活課 TEL 22-5111</p>		済
	<p>ルール違反です 正しく出してください</p>	<p>再分別したら 下記の済に○を つけてください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 資源物ではないものが混じっています。 <input type="checkbox"/> 中身が残っているもの、汚れているものは洗って出してください。 <input type="checkbox"/> キャップをはずして出してください。 <input type="checkbox"/> 缶とびんが混じっています。 <input type="checkbox"/> ひもで束ねて出してください。 <input type="checkbox"/> 収集日が違います。→ <input type="checkbox"/> 事業系ごみです。市では収集できません。 	<p>シールを貼った ままで次回の 回収日に再使 用できます。</p>	再分別
<p>米沢市市民環境部環境生活課 TEL 22-5111</p>		済

<現行の問題点>

ルール違反シールが添付された場合、再分別後にシールをはがして出すことになるが、指定袋が破れて再利用できない等の事例があった。

<変更点>

シールの右側に再分別処理を示す欄を設け、再分別された場合は「済」に○をつけることで、再分別処理されたことを確認できるようにした。

<運用>

シールの済欄に○が付いているものは再分別が行われた回収対象物として取り扱い、シールを貼付したままの指定袋の再利用を可能とする。なお、再分別が不適切な場合は、改めてシールを貼付する。